

平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 SANKYO
代 表 者 名 代表取締役 筒井 公久
社 長
(コード番号 6417 東証第 1 部)
問 合 せ 先 常務執行役員 大島 洋子
管理本部長
(TEL. 03-5778-7777)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 50 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるようにするため、また、今後も社内外を問わず広く適切な人材を確保できるようにするため、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、並びに、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するとともに、条数の繰下げを行うものであります。

なお、定款第 29 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条 ～ (条文省略)</p> <p>第28条</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条 ～ (現行どおり)</p> <p>第28条</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条 ～ (条文省略)</p> <p>第36条</p> <p>(新 設)</p> <p>第37条 ～ (条文省略)</p> <p>第42条</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条 ～ (現行どおり)</p> <p>第37条</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第39条 ～ (現行どおり)</p> <p>第44条</p>

以 上